

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
企画課

目 次

1. 令和8年度障害保健福祉関係予算案について	1
2. 第8期障害福祉計画について	3
3. 生活のしづらさなどに関する調査について	7
4. 障害者手帳関連について	9
5. 障害者総合支援法対象疾病について	13
6. 特別児童扶養手当等について	15
7. 心身障害者扶養保険事業について	26
8. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払い事務について	28
9. 障害福祉サービスデータベースについて	30
10. 障害福祉分野における地方公共団体システムに関する標準化について	33
11. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について	34
12. 障害支援区分の認定について	35

1. 令和8年度障害保健福祉関係予算案について

令和8年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆4,203億円を計上しており、対前年度1,865億円増、8.4%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスに係る給付のための経費については、1兆8,145億円を計上しており、対前年度1,614億円増、9.8%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

障害保健福祉に関する令和8年度予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額（令和7年度予算額）
2兆2,338億円



（令和8年度予算案）
2兆4,203億円(+1,865億円、+8.4%)

【主な施策】※（ ）内は令和7年度予算額

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 1兆8,145億円（1兆6,531億円）

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。

また、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けた着実な対応を行うことで、改定率は+1.84%とする。

（具体的な内容）

- ・福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。

※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。

（*）障害児支援に必要な経費として、5,148億円（4,871億円）をこども家庭庁で計上

(2) 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進 505億円（502億円）

手話施策推進法の施行等を踏まえた意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。

(3) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 40億円（50億円）

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行を支える基盤としてグループホーム等の整備を促進する。

・障害者支援施設等の耐災害性強化等への支援 令和7年度補正予算額：101億円

「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）」等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

(4) 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

11億円（12億円）及び地域生活支援事業等（2）の内数

手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の養成・派遣について、手話施策推進法の施行等を踏まえ、全国実施に向けて実施自治体の拡充等を推進するとともに、ICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。

(5) 強度行動障害の状態にある者に対する地域支援機能の強化 4.5億円 (4.3億円)

著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する支援者を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に配置するとともに、支援者のネットワーク構築し、意見交換や情報共有等の取組を進める。

また、各事業所において、高い専門性により強度行動障害の状態にある者への支援を行う「中核的人材」を養成する。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.3億円 (8.4億円)

精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。具体的には、都道府県等が設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、医療機関、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター及び家族等との重層的な連携に向けた体制整備や、メンタルヘルスに関する知識を持ち、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの養成等を実施する。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院を訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の更なる構築を図る。

(7) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (8.4億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成等に取り組む。また、都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材を育成することや、相談拠点や専門医療機関等の設置を行うことにより、各地域における医療・相談支援体制の整備等を推進する。

・依存症に係る医療の充実等を図るための支援 令和7年度補正予算額：2.2億円

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施する。

(8) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 7.7億円 (7.7億円)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、必要な就労支援を行う。

また、事業実施自治体におけるHPやリーフレット等による周知・広報等の取組を支援する。

(9) 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援 被災者支援総合交付金の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

・被災者への心のケアの充実を図るための支援 令和7年度補正予算額：0.6億円

令和6年能登半島地震等による被災者等の心のケアについて、被災地の精神保健医療福祉体制の強化を図る。

2. 第8期障害福祉計画について

- 都道府県及び市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を作成することとなっており、現在、令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画等の期間中。
- 次期障害福祉計画等（第8期障害福祉計画および第4期障害児福祉計画）の策定に向け、これまでに社会保障審議会障害者部会等でのご議論を踏まえた基本指針案を作成し、この案についてパブリックコメントを今月1日まで募集。
- 基本指針の告示は令和8年3月末を予定。各都道府県・市町村におかれては、改正後の基本指針に即し、障害福祉計画等の作成を進めていただくようお願いする。
- 今回の基本指針の見直しでは、障害福祉サービスの提供体制の地域差を是正するために一部の障害福祉サービスに関して利用者割合が多い自治体における見込量の算出方法について、従来の伸び率を採用した際に全国平均の伸び率を上回る場合は、全国平均の伸び率に止めて算定するよう要請するとともに、総量規制や意見申出制度を活用することで地域の実情に応じたサービス提供体制とすることを要請することとしている。要請の対象となる市町村については令和7年度の実績が確定する7月頃に確認可能となる予定。
- 2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について、社会保障審議会障害者部会で議論いただいたところであり、今後、障害者総合支援法の改正が行われた場合には、改正法成立後に基本指針も改正する予定。人材確保や生産性の向上等に関する事項について、都道府県及び市町村の障害福祉計画の記載事項として明確に位置付ける方向で検討されている。
- 引き続き、都道府県、市町村においては、これまでの計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていただきたい。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

1

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の防災性強化対策の必要性を記載

2

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度未施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用者数に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用者数に占める就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議会の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

3

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行介護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業、生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

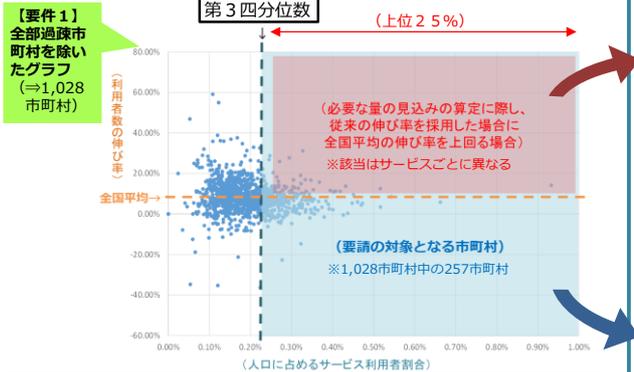
4

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

- 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。**
要件2：人口に占めるサービス利用者割合(年齢調整しないもの)が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村



(※2) 対象サービス

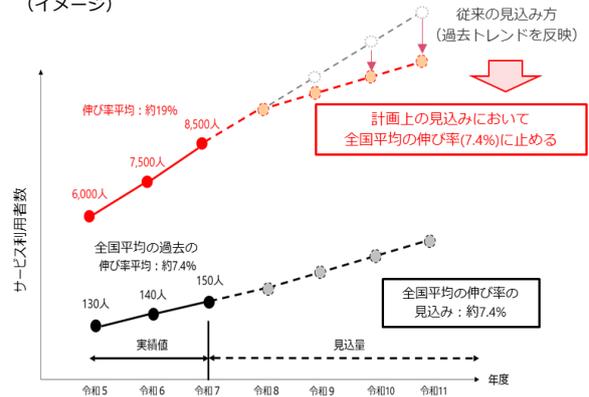
- 総量規制の対象サービス(入所施設を除く)※**
 (現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)
 ※令和8年3月10日時点で、共同生活援助を対象に加える省令改正(令和9年4月1日施行予定)が検討されている。

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能)

3. 生活のしづらさなどに関する調査について

(1) 令和8年調査の実施について

本調査は、平成23年に、それまで概ね5年毎に実施してきた「身体障害児・者等実態調査」及び「知的障害児（者）基礎調査」を統合・拡大する形で、在宅の障害児・者及び難病等により日常生活のしづらさが生じている方の生活実態と支援ニーズを把握することを目的として創設された調査である。本調査の実施にかかる予算については、従来よりも早期の実施を目的として、令和7年度補正予算において計上されたところであり、これを令和8年度に繰越し、令和8年度に調査を実施することを予定している。

(2) 次回調査の内容及びスケジュールについて

令和8年の調査は、前回令和4年の調査の内容を基礎としつつ、厚生労働科学研究班の研究成果を踏まえ、調査項目等に必要な修正を行った上で実施することを検討している。また、スケジュールについては、令和4年の調査（令和4年12月）よりも前倒しを検討しているところであるが、具体的な内容については、令和8年4月以降に説明会を開催し、説明することを予定している。説明会の開催等については追って連絡をすることとしているので、ご了知の上、調査の実施にご協力いただきたい。

<参考> 令和4年調査の内容

(I) 調査事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

(II) 調査対象者

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病と診断されたことがある方
- ・ 上記のいずれにも該当しないが、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

(III) 調査方法

- ・ 調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。
- ・ 調査対象者がいる場合は、本人又はその家族等に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼。
- ・ 調査票は、調査対象者本人又は代筆者が記入する。

(IV) スケジュール

- 6月 調査対象地区の周知
- 8月 全国説明会（動画配信）

委託通知

11月 調査票等の発送

12月 調査の実施

2月 実績報告書の提出

※令和8年の調査においては、スケジュールの前倒しを検討している。

4. 障害者手帳関連について

(1) 15条指定医について

身体障害者手帳の申請のための意見書・診断書を交付する身体障害者福祉法第15条により指定された医師（15条指定医）の認定・研修については自治体によって行われているところであるが、15条指定医の中には障害認定に関する知見が必ずしも十分ではない場合があるとの声があることから、15条指定医が診断書・意見書を適切に記載できるよう、「身体障害者福祉法第15条に定める指定医師向け医師の意見書作成マニュアル」（身体障害者診断書の書き方：総論・肢体不自由）を掲載している（<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001465981.pdf>）。この周知も含め、15条指定医に対する障害認定に関する必要な情報の周知について、適切な対応をお願いします。

(2) 障害者手帳カード化について

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）については、自治体の判断により、カード形式の手帳を交付することが可能となっている。カード形式の障害者手帳は、耐久性や携帯性に優れ、障害者の利便性の向上に資すると考えられることから、障害者手帳の発行主体となる自治体においては、障害者の希望に応じたカード形式の障害者手帳の交付に向けた検討を積極的に行っていただきたい。

(3) 心臓機能障害について

先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適當な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能であり、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとしているところである（「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の〔心臓機能障害〕の1及び11）。この取扱いが十分に周知されていないとの指摘があることから、改めて管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症罹患後症状に係る適切な身体障害の認定の実施について

身体障害の認定は、その原因を問わないものであり、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のため、身体機能の障害を生じ、身体障害の要件を満たす場合には、身体障害者手帳の交付対象となるものであるが、この点につき、身体障害者福祉法第15条の規定により指定された医師（15条指定医）等の理解が十分ではないとの指摘があるところである。

そのため、以下の資料等により、15条指定医等に対して、新型コロナウイルスに感染し、罹患後症状のある方（いわゆるコロナ後遺症患者）について、身体機能の障害が要件を満たせば身体障害認定の対象となる旨等の周知を行うとともに、身体障害の要件を満たす方が適切に身体障害者手帳の交付を受けられるよう努められたい。

○ 「身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」・「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」（令和6年4月12日事務連絡）

○ 診断書の記入例

コロナ後遺症患者に関する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考として、診断の記入例を厚生労働省ホームページに掲載している。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51343.html

（5）身体障害者手帳交付事務の適切な処理について

身体障害者手帳の交付事務については、法令上処理期間は定められていないが、技術的助言において、手帳の申請から交付までに要する標準的な事務処理期間としては、概ね60日以内を想定している旨等をお示ししている。身体障害者手帳は障害福祉サービスや障害者割引の適用など、身体障害者の自立や社会経済活動への参加のために大きな役割を持つものであるから、速やかに交付事務を進めていただくようお願いする。

（6）身体障害者手帳等の交付事務のオンライン化について

「令和7年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）等を踏まえ、身体障害者手帳に係る申請手続について、自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳とともに、医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることを検討している。

また、上記対応方針においては、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討することとしており、申請手続のオンライン化と合わせて検討を進めているところである。

これらの検討のため、令和7年度に引き続き、令和8年度も調査研究を実施する予定であり、地方公共団体に対する調査も実施する予定であるため、各自治体におかれては、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

さらに、療育手帳についても、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、身体障害者手帳等の検討結果等を踏まえ必要な対応を検討することとしている。上記調査研究には療育手帳は含まれておらず、検討のために調査をお願いする場合はご協力をお願いしたい。

(7) 矯正施設入所者の療育手帳の取得について

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）において、犯罪をした障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、矯正施設と地方公共団体との調整を強化するなどが求められている。

知的障害を有する矯正施設入所者が出所後に適切な支援を受けるため、矯正施設において療育手帳を取得することが出所後に障害福祉サービス等の必要な支援につなげるための一つの方策となると考えられる。矯正施設入所中の療育手帳の取得については、地域定着支援センターに対して通知されている「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」（平成21年7月5日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡）において、療育手帳の交付手続きにおける居住地の認定については、収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込みのない者については、矯正施設所在地を居住地として取り扱うなどの身体障害者手帳の申請における居住地に準じた取扱いとなる旨が示されているところであり、この内容について、改めてご認識いただくとともに、療育手帳の早期取得を含め、福祉サービス等の支援が必要な者が必要な支援を受けられるよう、矯正施設、地域定着支援センターや基幹相談支援センター等関係機関と適切に連携を図られたい。

<参考>

○「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」

（平成21年7月5日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡）（抜粋）

Q10-2 刑務所入所に対する身体障害者手帳、療育手帳の交付手続如何。

A10-2 別紙2通知（昭和32年6月19日社発第441号厚生省社会局長通知）のとおりです。療育手帳における居住地の認定については、同通知に準じた取扱いとなります。

○「矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について」

（昭和32年6月19日社発第441号厚生省社会局長通知）（抜粋）

1 居住地の認定について

矯正施設収容者の居住地は、施設に収容されたことによつて施設所在地に移つたとみるべきではなく、収容前に居住地を有し、かつ、現在そこに家族等が居住していて、釈放後本人が復帰する見込みのあるときは、当該地を引き続き現在の居住地とみるべきである。従つて、この場合、身体障害者手帳の交付は、当該居住地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行い、また当該居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が援護の実施機関として援護の実施に当るものであること。

（略）

収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また、授護の実施に当るものであること。

(8) マイナンバー情報連携に関する事例の障害当事者に対する情報提供について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、「マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで障害者手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて、障害当事者への情報提供を進める」とされている。

障害者手帳は、民間事業者による割引など様々なサービスの資格確認のために用いられており、障害者手帳情報のマイナンバー連携の取組みの普及は、障害者の利便性を高め、社会参加の促進等に資するものと考えており、厚生労働省ホームページに掲載しているようなマイナンバー情報連携を活用し、障害者手帳情報を簡便に利用できる仕組みの事例について、障害当事者への情報提供をお願いしたい。

（厚生労働省ホームページのリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai/hukushi/techou.html

5. 障害者総合支援法対象疾病について

(1) 難病患者等の福祉サービスの円滑な利用の促進について

障害者総合支援法においては、障害者の範囲に難病患者等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとされている。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において、疾病の要件や対象疾病の検討を行い、令和7年4月より376疾病が対象となっている。

障害福祉サービス等の対象となる難病患者等が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となる。

そのため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、医療担当部局と連携を図られるようお願いする。

また、障害者総合支援法対象疾病においては代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていないことから、必要に応じて、難病情報センター等のホームページも参照していただきたい。

なお、指定難病患者だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者についても、障害福祉サービスの円滑な利用の促進を図るため、必要な周知に努めるようお願いしたい。併せて、対象となる難病患者等のみならず地域住民に対して幅広く周知することも有効であるため、自治体の広報誌やホームページなどを活用した周知の取組についてもお願いする。

加えて、障害者手帳の要件に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

(2) 登録者証について

令和6年4月以降、指定難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるように、都道府県等が指定難病患者に「登録者証」を発行する事業が始まった（「登録者証」に関しての詳細は厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より各自治体の衛生主管部局宛に通知が発出されている。）。障害福祉サービスの円滑な利用のために、障害福祉サービスの申請窓口である市町村等や地域住民への必要な周知に努めるようお願いしたい。

なお、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者については「登録者証」は発行されないため、従前どおりの取扱いであることについて留意頂くようお願いしたい。

(参考)

「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai/shahukushi/hani/index.html

「難病情報センター」

<https://www.nanbyou.or.jp/>

6. 特別児童扶養手当等について

(1) 手当月額について

令和8年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和7年の物価変動率に基づき引き上げとなる予定である。

については、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

令和8年度の手当額案（月額）について

	令和7年度 （月額）	令和8年度 （月額）
特別児童扶養手当1級	56,800円	58,450円
〃 2級	37,830円	38,930円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
経過的福祉手当	16,100円	16,560円

(2) 所得基準額について

障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（以下「障害児福祉手当等」という。）の受給者本人の所得基準額については、20歳前障害に係る障害基礎年金の所得基準額に準拠して設定されており、令和7年8月に引き上げを行ったところである。

令和8年度の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当等の受給者本人及び扶養義務者等の所得基準額（令和8年8月支給分から適用）については追って連絡する予定である。

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

令和7年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、令和7年度の人事院勧告を踏まえ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）を本年3月中に改正し、令和7年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。（下記①）

については、令和7年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和8年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、令和8年度予算成立後にお示しすることとしている。

なお、現時点の案については、以下のとおりである。（下記②）

- ① 令和7年度分基準額
 - ・都道府県分 2,113円
 - ・指定都市分 4,244円
 - ・市町村分 2,131円
- ② 令和8年度分基準額(案)
 - ・都道府県分 2,111円
 - ・指定都市分 4,241円
 - ・市町村分 2,130円

(4) 特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について

特別児童扶養手当の支払に当たっては、「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」(令和7年10月8日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。

については、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願いする。

また、各自治体における情報システムのセキュリティ仕様の変更などにより、当省にメールが届かない事案が生じているので、情報システムのセキュリティ仕様の変更などがある場合、事前にシステム担当に確認するなど留意願いたい。

(5) 令和8年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっており、このような事態は支払いの誤りにつながる恐れがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、令和8年度4月定時払いについて、「令和8年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」(令和8年1月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)においてお示ししている留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いする。【資料1参照】

(6) 特別児童扶養手当等の広報の充実について

特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当の広報については、多くの自治体において広報誌やホームページ等への掲載により実施されているところであるが、更なる広報の充実を求める意見を頂いているところであり、より一層の広報の充実を図っていただきたい。

また、障害児者やその保護者は、障害福祉だけでなく、他の制度を利用

することもあることから、広報の取組として、広報誌やホームページでの周知に限らず、各自治体の組織内での連携や関係機関・団体との連携による周知も有効と考えられるものである。

例えば、

- ① 各種障害者手帳の申請時や交付時に特別児童扶養手当等が受給できる可能性があることを伝え、申請漏れによる受給資格者とのトラブルを事前に回避いただく
- ② 自治体の小児慢性特定疾病医療費等に関する窓口などで特別児童扶養手当について紹介し、説明の求めがあれば、特別児童扶養手当の担当部門に案内していただく
- ③ 特別障害者手当について、要介護4、5の認定を受けている高齢者等も受給対象となる場合があることから、自治体の介護保険に関する窓口などで特別障害者手当制度について紹介し、説明の求めがあれば特別障害者手当の担当部門に案内していただく
- ④ 指定相談支援事業所の相談支援専門員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に特別児童扶養手当制度等の周知を行い、必要に応じて障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する方やその家族に向けて手当制度を紹介していただく

等の取組が考えられる。

については、本制度の対象となる方に広く周知されることが重要であることから、上記について管内の各実施機関に周知いただくようお願いする。

なお、特別児童扶養手当等の周知に当たっては、「小児慢性特定疾病医療費または特定医療費の支給認定の申請時における特別児童扶養手当等の各種手当の周知について」（令和4年4月8日付け厚生労働省健康局難病対策課・社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）も参考とされたい。

（7）特別児童扶養手当等の適正な事務処理について

特別児童扶養手当等は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としており、適正な認定による手当の支給が行われない場合には、受給資格者に与える影響が大きいことから、認定事務や申請手続等に当たっては、認定要領や事務取扱準則（都道府県・指定都市・市町村）等に則った適正な事務処理の徹底をお願いしたい。

（8）特別児童扶養手当の認定事務について

①精神の障害に係る認定

特別児童扶養手当の精神の障害に係る認定については、認定基準を明確にできないかなどの意見があるところである。

このため、厚生労働科学特別研究事業「特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の等級判定を補助するための情報ツール作成のための研究

(令和6年度)」等を実施してきたところであり、その研究成果等を踏まえ、今年度においては、障害者総合福祉推進事業「特別児童扶養手当（精神の障害）の等級判定ガイドラインの運用上の課題等に関する調査研究」を実施しているところである。

これらの調査研究の成果等を踏まえて、引き続き、適切な認定事務の確保に向け、検討を進めたいと考えている。また、各都道府県・指定都市におかれても、特別児童扶養手当の精神の障害に係る障害の程度及び認定要領等を踏まえ、適切な認定事務に努められるようお願いする。

(※) 令和6年度における研究報告の内容

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/178070>

②心疾患による障害に係る認定

心疾患による障害に係る認定については、診断書に「学校生活管理指導表の指導区分」欄を設けているところであるが、当該記載のみで判断せず（例えば、区分が「運動可」となっていることのみをもって認定不可と判断しないなど）、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、個々の状況に応じて総合的に認定を行うようお願いする。

③代謝疾患（糖尿病）による障害に係る認定

代謝疾患（糖尿病）による障害に係る認定については、インスリン療法の自己管理が出来ない場合に認定の対象としているが、この「自己管理が出来ない場合」とは、児童に対して、保護者等がインスリン注射を実施する際の介助や管理等を行う必要がある場合などを想定しており、注射の施行の可否だけでなく、血糖値の測定やインスリン量管理等の状況など、個々の状況に応じて総合的に認定を行うようお願いする。

(9) 特別児童扶養手当等の事務手続に係るオンライン化について

特別児童扶養手当等については、地方公共団体における手続のオンライン化の推進を図るため、令和3年度において所得状況届（現況の届出）について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているところである。（「特別児童扶養手当等の所得状況届のオンライン化における事務の運用について」（令和3年4月14日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡））

今年度は、新たに所得状況届（現況の届出）以外の各種事務手続について、マイナポータルのぴったりサービスに標準様式を事前設定（プリセット）したため、各地方公共団体におかれては、申請者の利便性向上や行政事務の効率化の観点から、事務手続のオンライン化に向けた取組を進めていただくとともに、オンライン化を進める場合には、マイナポータルの積極的な活用を

お願いしたい。なお、今年度のオンライン化に関する対応の詳細については、「規制改革実施計画」等を踏まえた特別児童扶養手当等に係る行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について」（令和7年10月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）をご確認いただきたい。

(10) 令和7年度税制改正に関する対応について

令和7年度税制改正により、新たに特定親族特別控除が創設されたことに伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）が令和7年10月17日に公布され、特別児童扶養手当等の支給停止を行う際の受給者等の所得額計算において、新たに特定親族特別控除に相当する額を控除することとする改正が行われた。（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の一部改正）

特別児童扶養手当等においては、令和8年8月支給分以降（請求は令和8年7月以降）の手当について適用することとされているため、適切にご対応いただくようお願いする。

なお、特定親族特別控除の創設に伴う特別児童扶養手当等に係る対応の詳細については、「特定親族特別控除の創設に伴う特別児童扶養手当等に係る対応について」（令和8年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）にまとめているため、ご確認いただきたい。

(11) 特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務について

特別児童扶養手当の認定請求に当たっては、対象児童の別居監護の事実等について、必要に応じて民生委員の証明を求めている。

「令和5年地方分権改革に関する提案募集」において、地方公共団体から、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格の認定に当たって必要となる内容の証明を行う者について、その範囲の拡大を求める等の提案がなされ、民生委員以外にも証明記載者になり得る者を列挙し、証明記載者の範囲を明確化することを内容とした事務連絡を発出した。（「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡。以下、「令和5年事務連絡」という。））

さらに、令和5年事務連絡に関して、総務省からこども家庭庁及び厚生労働省あてに通知された「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査の結果（通知）」（令和7年3月28日総評第9号総務省行政評価局長通知）において、令和5年事務連絡発出後の児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務に関する運用上の課題が指摘されたことから、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（令和7年3月31日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）を発出した。

各地方公共団体におかれては、上記の事務連絡や通知をご確認いただき、民生委員・児童委員の負担軽減のための積極的な取組をお願いする。

(12) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料2参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html>)

なお、令和8年度の額は、令和7年の物価変動率(3.2%)に基づき、下記のとおりとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(令和7年度)	(令和8年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	56,850円	→ 58,650円 (2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	45,480円	→ 46,920円

事 務 連 絡
令 和 8 年 1 月 20 日

都道府県
各 特別児童扶養手当担当係 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

令和 8 年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、下記のとおり特別児童扶養手当支払データ（以下、「支払データ」という。）の提出期限等をお示しするとともに、別紙のとおり令和 8 年度 4 月定時払いに係る留意事項をお示しします。
令和 8 年度においても、引き続き、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. 支払データ提出期限等

支払月	支払データ提出期限 (午前中)	支払データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2026年 <u>4</u> 月	<u>3月16日 (月)</u>	<u>3月18日 (水)</u>	<u>4月10日 (金)</u>
5	4月15日 (水)	4月17日 (金)	5月11日 (月)
6	5月15日 (金)	5月19日 (火)	6月11日 (木)
7	6月15日 (月)	6月17日 (水)	7月10日 (金)
<u>8</u>	<u>7月14日 (火)</u>	<u>7月16日 (木)</u>	<u>8月10日 (月)</u>
9	8月14日 (金)	8月18日 (火)	9月11日 (金)
10	9月15日 (火)	9月17日 (木)	10月 9 日 (金)
<u>11</u>	<u>10月15日 (木)</u>	<u>10月19日 (月)</u>	<u>11月11日 (水)</u>
<u>12</u>	<u>11月16日 (月)</u>	<u>11月18日 (水)</u>	<u>12月11日 (金)</u>
2027年 1月	12月14日 (月)	12月16日 (水)	1月 8 日 (金)
2	1月15日 (金)	1月19日 (火)	2月10日 (水)
3	2月16日 (火)	2月18日 (木)	3月11日 (木)

注) 太字・下線箇所は定時払い月 (その他は随時払い月)

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

- ・ 11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。
- ・ 定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

2. 支払データの提出先及び提出方法

(1) 支払データの提出先

支払データにつきましては、メールにより以下のアドレスにお送りいただくか、郵送により、以下の宛先に送付をお願いいたします。

【メールでのご送付】

○ 以下のメールアドレスを宛先に入れていただくようお願いいたします。

- ・ 特別児童扶養手当支払事務専用アドレス (tokuji@mhlw.go.jp)
- ・ 野田 貴之(noda-takayuki@mhlw.go.jp)
- ・ 今村 彰斗(imamura-akito.8g6@mhlw.go.jp)
- ・ 森田 健一 (morita-kenichiaa@mhlw.go.jp)

※来年度（令和8年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡いたします。

○ 件名には、「都道府県・指定都市」、「支払月」、「訂正内容」及び「修正等依頼回数」を記載していただくようお願いいたします（過去の支払不能の修正依頼と混同する恐れがあります）。

例) 【自治体名：○月定時／随時払い修正依頼（□回目）】特別児童扶養手当

【郵送の場合の宛先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

(2) 支払データの提出方法

- ・ メール及び郵便での送付を問わず、支払データについては必ずパスワードを施し
てご提出ください。
- ・ 郵送で支払データの提出を行う場合、支払データ提出期限までに到着するよう簡
易書留郵便でお送りください。
- ・ 支払データの提出の際には以下2点を必ず同送してください。
 - ① 『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』
 - ② 『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

【別紙】

特別児童扶養手当令和8年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遺漏の無いようお取り計らい願います。

記

1. 支払に係る事務処理の注意事項

支払データについては、今年度発出している以下の事務連絡の内容をご確認の上で作成をお願いします。

- ・「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和7年10月8日付事務連絡）
- ・「令和7年11月定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（令和7年10月8日付事務連絡）

2. 振込不可能なネット銀行

以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。

・大和ネクスト銀行

(R8/1/20現在)

3. 宛先

支払データの修正・削除及び追加のメールを当係あてにご提出いただく際には、支払データ提出時と同様、必ず係の担当者全員にお送りください。

- ##### 4. 令和8年4月1日（水）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いします。

なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。

5. 担当者の登録について

令和8年度に担当者の異動の予定がある自治体様においては、新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、3月23日（月）までに、当係担当者（以下の3名）へ連絡をお願いします。

以上

【本件7年度担当者】

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係
野田・今村・森田

※来年度（令和8年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

特別障害給付金について

○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。

※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

○支給額

単位：円

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1級	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450	52,300	53,650	55,350	56,850	58,650
2級	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960	41,840	42,920	44,280	45,480	46,920

○支給件数（実績）

単位：件

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
支給件数	9,290	9,213	9,159	8,982	8,894	8,607	8,465	8,332	8,158
（うち学生）	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)	(5,231)	(5,150)	(5,123)	(5,094)	(5,037)
（うち配偶者）	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)	(3,671)	(3,457)	(3,342)	(3,238)	(3,121)

（注）各年度3月末現在の件数

○請求窓口

住所地の市区町村

○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

7. 心身障害者扶養保険事業について

(1) 令和8年度の特別調整費について

心身障害者扶養共済制度の運営に必要な経費である特別調整費の額は、5年に1度見直しを行うこととしており、先般、令和6年度分以降の額の見直しを行ったところである。

各都道府県・指定都市に負担いただく令和8年度の特別調整費の額は、「令和7年度心身障害者扶養共済制度運営費の特別調整費について」（令和7年5月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）においてお示しした額と同額を予定している。

なお、独立行政法人福祉医療機構への特別調整費の納付については、引き続き早期に行っていただくようお願いする。

(2) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市におかれては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方お願いします。特に、本制度は加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、親亡き後の障害者の生活の安定には、年金給付保険金の速やかな支給が重要となる。加入者が死亡しているものの、障害者や年金管理者からの届出がないために、給付が行われていないといった事例が発生しないよう、加入者等の現況を確実に把握するとともに、死亡・転居等が生じた場合には、必ず地方公共団体へ届出を行うよう、加入者等への周知徹底をお願いする。

(3) 広報の取組の推進について

心身障害者扶養共済制度は、親亡き後の障害者の生活の安定と福祉の増進や障害者の将来に対する保護者の不安の軽減につながるものであるため、本制度の情報が障害者やその保護者に行き渡るよう広報の取組の推進に務められたい。特に、本制度は加入時の保護者の年齢が低い段階で加入した方が掛金額が安くなるため、加入希望者等への早期周知に努めるとともに、制度の仕組みについても丁寧に説明するようご配慮願いたい。

また、令和5年3月の「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」では、従来の広報の取組に加えて、「①制度を認知していない方への広報の推進、②制度を認知しているが加入を迷っている方への広報の推進、③健康状態に不安がある方への丁寧な説明等の推進に向けた取組を行うことを期待する」と提言されている。

これらを踏まえ、「令和7年度障害者扶養共済制度の広報の推進について（依頼）」（令和7年10月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課事務連絡)において、今後の広報の推進に当たっての留意事項等について改めてご連絡したところである。

厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構においても、当該報告書を踏まえ、今後更なる広報の充実に取り組むこととしているが、各都道府県・指定都市におかれても、本制度の周知等について引き続きご協力いただくようお願いする。

(参考：制度概要等について)

- ・厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>

- ・独立行政法人福祉医療機構 HP

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/sinsinsyogaihoken/>

8. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払い事務について

(1) 障害者総合支援法等審査事務研究会について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）が平成 30 年 4 月から本格施行となり、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に給付費の審査事務を委託できるようになったが、より効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、段階的に対応を進めている。

検討については、改正法成立後に国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、継続的に議論を行っているが、令和 6 年度から 7 年度までの 2 年間の障害者総合支援法等審査事務研究会の報告書が本年 3 月に取りまとめられる予定である。

本報告書は下記の URL に掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査事務の実施にあたり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

また、令和 7 年度の本研究会の取組において、障害福祉サービス事業所等が介護給付費等の請求業務を開始するにあたり、請求業務の概要等を確認できる説明資料・動画を作成した。当該動画の掲載箇所や資料及び周知に向けた活用例については、追って 3 月下旬に事務連絡にてご提供させていただく。各都道府県・指定都市においては、障害福祉サービス事業所等に対して周知をお願いする。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国保連における一次審査の拡充・強化

国保連における一次審査については、これまで「警告」として扱われてきた項目のうち、適切と判断されるものについて、平成 30 年度以降、段階的に「エラー（返戻）」へ移行してきたところである。

今後も、移行が可能な項目については、事前の周知期間を設けた上で、適宜「警告」から「エラー」への移行を実施する予定である。市町村等においては、国保連から提供される一次審査結果を踏まえ、一次審査において「警告（重度）」及び「警告」とされた項目について、支払とするか返戻とするか、引き続き適切な二次審査を行われたい。

また、審査支払事務の見直しに伴い、「警告」から「エラー」への移行のほか、審査内容の拡充や、障害福祉サービス事業所等における請求時の点検機能の強化等が実施される。このため、都道府県等においては、国保連と連携しつつ、障害福祉サービス事業所等に対し、請求事務が円滑に行われるよう必要な周知を行われたい。

(3) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。市町村等支援システムでは、国保連に登録されている台帳情報が参照できるので、利活用いただきたい。

また、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充を実施するとともに、令和8年度における臨時的・応急的な対応として、就労継続支援B型の基本報酬区分の基準について見直しを行うこととしている。これらの改定内容に対応するため、併せて審査支払システムについて所要の改修を実施する予定である。これに伴い、自治体における関連システムについても所要の改修を実施されたい。なお、自治体のシステム改修経費に対して、令和7年度補正予算において、「障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）」を計上しているため、適宜活用されたい。

9. 障害福祉サービスデータベースについて

(1) 令和8年度の機能改修について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第89条の2の2第2項）及び児童福祉法第（33条の23の2第2項）の規定に基づき、令和5年4月から障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB）の本格運用が開始されたところ。

障害福祉DBは、個人情報情報を匿名化した上で、障害福祉サービス等給付費明細書データと障害支援区分認定データを登録しており、現在は障害福祉DB Webサイト（<https://shofuku-db.mhlw.hq.admix.go.jp/s3/>）※1において、利用者数や総費用額を集計した定型帳票（約40種類）※2を各自治体へ提供している。

※1 障害福祉DB Webサイト（ログイン画面）

障害福祉サービスデータベース Webサイト

【ユーザアカウント情報・メールアドレスについてのご留意事項】

① 本Webサイトのユーザアカウント情報がない場合は、画面下部の「お問い合わせフォーム」よりご照会ください。
本年1月6日にユーザアカウント情報を送信した際に使用したメールアドレスについてヘルプデスクにおいて確認し、必要に応じて再送いたします。
② 「お問い合わせフォーム」に入力したメールアドレスは、インターネット経由で送受信可能なものを登録ください。
L2WAN専用のメールアドレスが登録された場合や入力いただいたメールアドレスが誤記である場合は、自動返信メールおよびその後の回答メールが届きませんのでご留意ください。

ログイン

ユーザID

パスワード

ログイン

※ログインできない場合は、**お問い合わせフォーム**からお問い合わせください。
認定データの提出方法等、その他のお問い合わせは、ログイン後、「ヘルプ」メニューを選択し、画面の最下部にある「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。
※パスワードを5回間違えるとアカウントがロックされます。



厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話番号 03-5253-1111（代表）
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

※ユーザ ID 又はパスワードが不明の場合は赤枠の問い合わせフォームからお問い合わせください。

※2 定型帳票

障害福祉サービスの利用者数や総費用額といった項目について、毎月のデータ推移を参照し、計画の進捗把握や自治体間比較ができるとともに、複数の帳票を組み合わせること等により、独自の地域分析等に活用することが可能（全ての都道府県・市区町村の定型帳票を、PDF や Excel 形式でダウンロードすることが可能）。

令和8年度については、自治体ヒアリングでの要望等を踏まえた定型帳票の追加や、令和7年度に障害福祉DB Webサイトに構築した計画実施状況調査報告機能の拡充等を予定している。各自治体におかれては、毎月更新される定型帳票を地域分析等へご活用いただき、計画実施状況調査報告の収拾・管理機能についても積極的にご活用いただきたい。

令和7年度補正予算案 5.9億円
障害保健福祉部 企画課 (内線3009)

施策名：障害福祉関係データベース構築に関する事業費

① 施策の目的

改正総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉サービスデータベースの運用が開始。令和7年12月から、相当の公益性を有する研究等を行う幅広い主体に対して、第三者提供を行う。

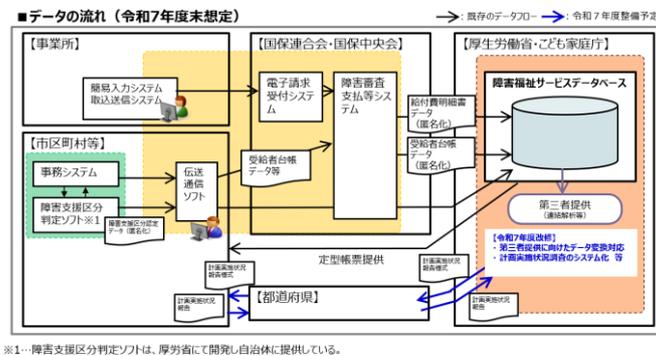
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

計画実施状況調査機能の拡充(自治体の計画見込値の設定等)、報酬改定に伴う対応、自治体の抽出機能及び集計結果配布等の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

報酬改定後についても、自治体及び事業者から収集するデータを、障害福祉サービスデータベースに適切に格納を行い、データベースの情報を自治体等へ提供できるようにする。

(2) 第三者提供について

法律に基づき、令和7年12月から相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して、障害福祉DBデータの第三者提供を開始し、医療分野・介護分野のデータ等の連結解析が可能となっている。

令和6年度には社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会の下に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を設置し、第三者提供に係る審査基準や事務処理基準を定めたガイドラインの策定を行っており、令和7年12年から第三者提供の申出の受付を開始している。

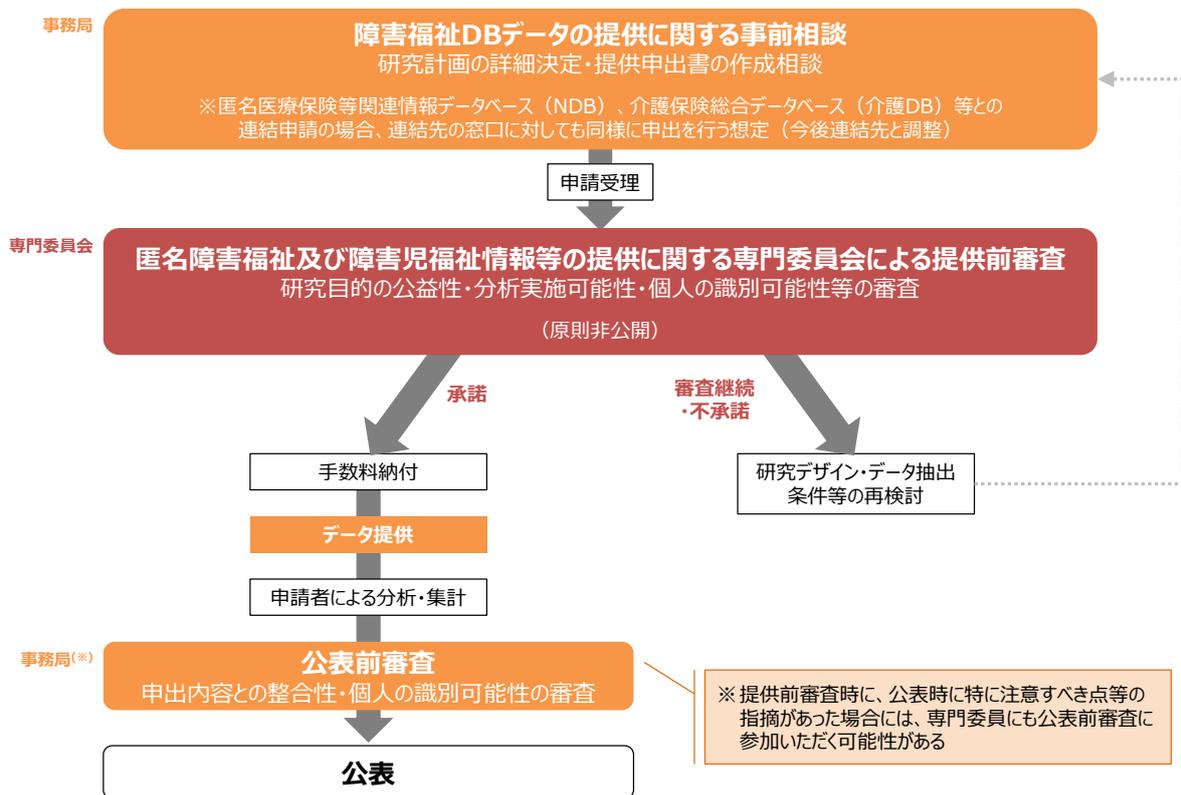
この提供の申出については、各自治体も申出可能となっており、各ライフステージにおいて利用されている障害福祉サービス・障害児支援の分析などが可能となるほか、障害福祉DBをNDBや介護DBなどの他のDBと連結させた研究も可能となっている。

なお、第三者提供の申出手続きについては、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00097.html) に掲載している。

各自治体においては、第三者提供や連結解析のため、過去の障害支援区分認定情報を含む障害福祉等関連情報の提出や受給者台帳にカナ氏名・生年月日・性別設定項目を入力した上での報告をお願いしているが、一部自治体では、過去の障害支援区分認定情報が未提出又はカナ氏名・生年月日・性別設定項目が未報告となっている。

未提出・未報告の自治体におかれては、「障害福祉サービスデータベース運用に当たってのデータ提供等について（依頼）」（令和6年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係、障害支援区分係事務連絡）に従って対応いただくようお願いする。

第三者提供の流れ（概要）：申出から公表まで



10. 障害福祉分野における地方公共団体システムに関する標準化について

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、各地方公共団体が利用する障害者福祉システムについても、標準化基準に適合するものでなければならないとされている。

また、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとし、現在、各地方公共団体の事務システムの標準化が強力に推し進められている。

障害者福祉システムの標準化については、令和7年度税制改正に伴う対応やPMHとの連携に関する対応等について、全国意見照会及びデジタル庁から示された方針等を踏まえ、本年1月末に標準仕様書【第5.1版】として改定したところである。

標準準拠システムへの移行は、令和7年度末までを目指すとしているため、各自治体におかれては、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行について、引き続き御協力をお願いする。

施策名: 障害者福祉システムの標準化に向けた標準仕様書改訂事業

令和7年度補正予算案 92百万円

障害保健福祉部
企画課
(内線3009)

① 施策の目的

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は各自治体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとしている。

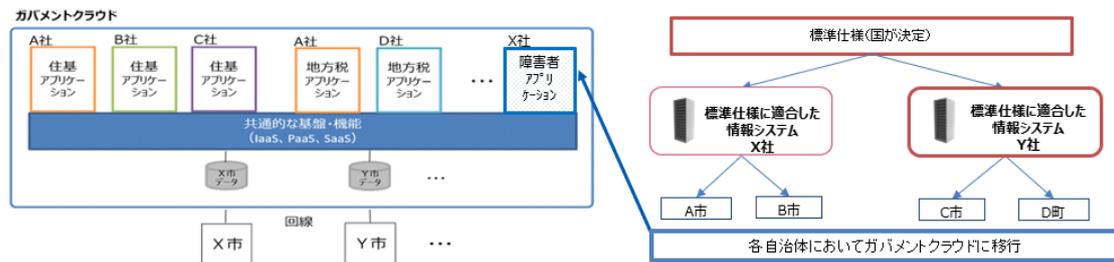
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

各自治体における障害福祉関係の業務プロセスやシステム標準化を行うため、課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーの意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準仕様書を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国が標準仕様を定め、それに準拠したシステムを利用することにより、どの自治体のシステムも画一的なものとなり、国や他の自治体との情報共有が円滑になると共に、ベンダーロックインの解消によりシステム費用が安価となる。

11. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について

令和7年6月2日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意を経て決定された「共通化推進方針」に基づき、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」を構築することとしている。令和9年度第4四半期の運用開始を想定し、令和7年度補正予算においても、システム整備のために必要な予算を計上したところである。

このシステムは、障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点、そして、公共サービスの効率化と利便性の向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能の3つの機能を内包する新しいシステムである。

(具体的な効果)

- ・ 申請業務をシステム上で完結することで、
⇒ 様式間の共通項目の入力や添付書類の省略可能
⇒ エラーチェック機能の実装により事業所等の入力ミス軽減などの効率化が図られる。
- ・ 運用・保守費用、改修費用などのシステム関連コストの縮減が可能

今後、現行の事業所管理台帳システムから新システムへのデータ移行が必要となる。その際、障害福祉サービスに係る報酬の審査・支払事務への影響を最小限に抑えるため、同一都道府県内の指定権者単位で移行を行うこととしている。これに関連し、令和8年度には、新システムへの移行に関する調査を実施する予定である。

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について

■ 施策の目的

障害福祉サービス等に係る電子申請・届出機能、事業所台帳管理システムの機能、業務管理体制データ管理システムの機能を包含した共通システムを構築することにより、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に係る事務の効率化と負担の軽減を図る。

■ 事業の概要

電子的な申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能や業務管理体制データ管理機能を有する、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの構築を図ることとする。令和8年度第2四半期から構築を開始し、機能別に2段階に分けて開発・提供する。

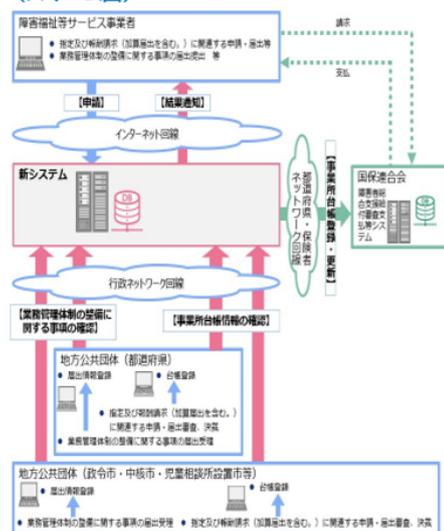
1. 電子申請届出・業務管理体制データ管理システムの構築 (開発期間 R8.7 ~ R9.1)

- ・ ①「電子申請届出機能」③「業務管理体制データ管理機能」及びを持つ新システムを構築し、R9年3月に運用を開始する。
- ・ R9年3月に厚労省障害保健福祉部企画課が所管している「業務管理体制データ管理システム」から新システムへ移行し、全国の事業者・監督権者による利用を開始する。(監督権者はR9年3月中、事業者はR9年7月開始予定)
※第1フェーズにおける電子による申請届出は「業務管理体制整備の届出」のみ対象とする。

2. 事業所台帳管理機能の追加(開発期間 R.9.4 ~ R10.1)

- ・ 第1フェーズで開発した新システムに、②「事業所台帳管理機能」を追加するための改修を行い、R10年1月に提供する。
- ・ 提供開始後、全国の指定権者が使用している現行の台帳システムから新システムへデータの移行を行う。
- ・ 移行は段階的に実施することとし、移行のグループは、各都道府県の国保連合会とのデータ連携の影響を最小限に抑えるため、同一都道府県内の指定権者単位とする。
- ・ 初期の段階(先行実施自治体)では同一都道府県内の5自治体程度の移行を想定している。電子による「指定申請等」の申請届出は、第2フェーズ以降に移行した指定権者の管轄内の事業所を対象に順次利用を開始する。

(スキーム図)



12. 障害支援区分の認定について

(1) 障害支援区分の適切な認定の推進について

障害支援区分の認定事務については、平成27年度の社会保障審議会障害者部会等において、審査判定実績の地域差の要因を分析し、必要な改善策を検討すべき等の指摘があったことを受け、実態・課題を把握するための調査研究を数年にわたり実施してきた結果、認定調査や市町村審査会の運営等における判断基準・マニュアルの理解不足、基本ルール（認定調査結果等の内容の矛盾（不整合）の有無の確認～一次判定結果の確認等）に基づかない運用などの課題が把握された。

認定事務のさらなる適正化に向けて、国においては、標準的な研修資料の作成やフォローアップ研修の実施等を通じて、自治体の事務の支援に取り組んでいるところである。

一方で、制度の理解が進む中、二次判定における上位区分への変更割合は全国的に低下傾向にあり改善がうかがえるが、一部の自治体では全国平均と大きく乖離した状況がなお見られる。

適切な認定の推進のため、管内市区町村に対し、あらためて制度の趣旨等を周知いただくとともに、「認定調査員マニュアル」に沿った適切な調査、審査会における基本ルールの徹底、都道府県主催の研修会への積極的な参加の呼びかけを行っていただき、市区町村担当者、認定調査員及び市町村審査会委員の理解促進に努めるようお願いしたい。

国においては、研修の充実を図るため、令和8年度も引き続きフォローアップ研修の実施に取り組む予定である。

(2) 障害福祉サービスデータベースの運用について

令和5年4月に障害福祉サービスデータベースの本格運用が開始され、市区町村からの障害支援区分認定データの送付や、障害支援区分判定ソフトの運用に関する問い合わせの受付窓口を同データベースに一元化している。

認定データの送付等については、「障害福祉サービスデータベース運用に当たってのデータ提供等について（依頼）」（令和6年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係、障害支援区分係事務連絡）に従って対応いただいているが、一部の市区町村において認定データの未提出が確認されている。データの欠損は、全国的な統計の精度低下や区分認定事務の検証作業に支障を来す要因となるため、市区町村における適切かつ漏れのないデータ提供にご協力いただきたい。

(3) 進行性の障害の状態等を勘案した適切な障害支援区分の認定及び支給決定の推進について

令和4年12月16日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「進

行性の障害の状態を踏まえた必要な支援が受けられるよう、障害支援区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進すること」とされた。

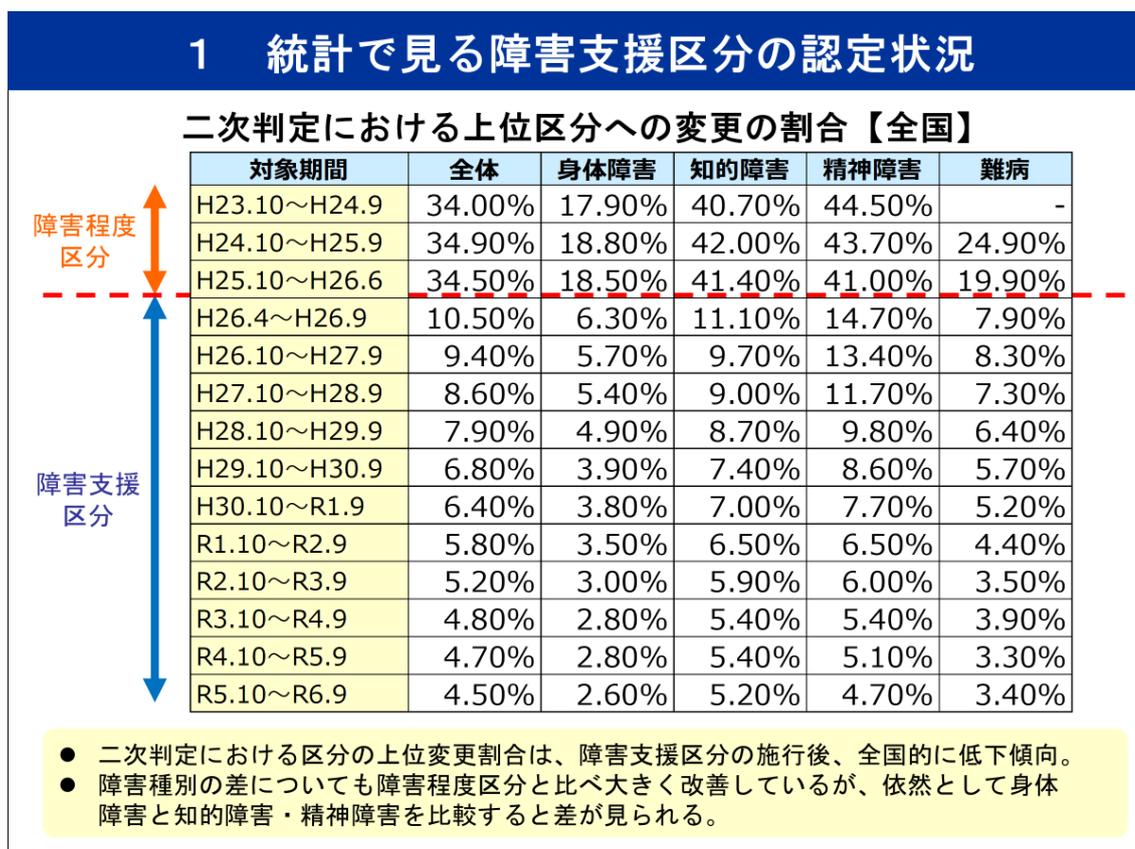
各自治体においては、これまでも障害の多様な特性や心身の状態等を勘案し、必要に応じて障害支援区分や支給決定を見直す等、本人のニーズにあった支援の提供に努めていただいているところ。

上記附帯決議を踏まえ、進行性の障害の状態も含め、本人の心身の状態の変化等を踏まえて、適切な障害支援区分の認定及び支給決定がなされるよう、改めてお願いする。

(4) 障害支援区分認定業務における事務負担軽減策の検証・検討について

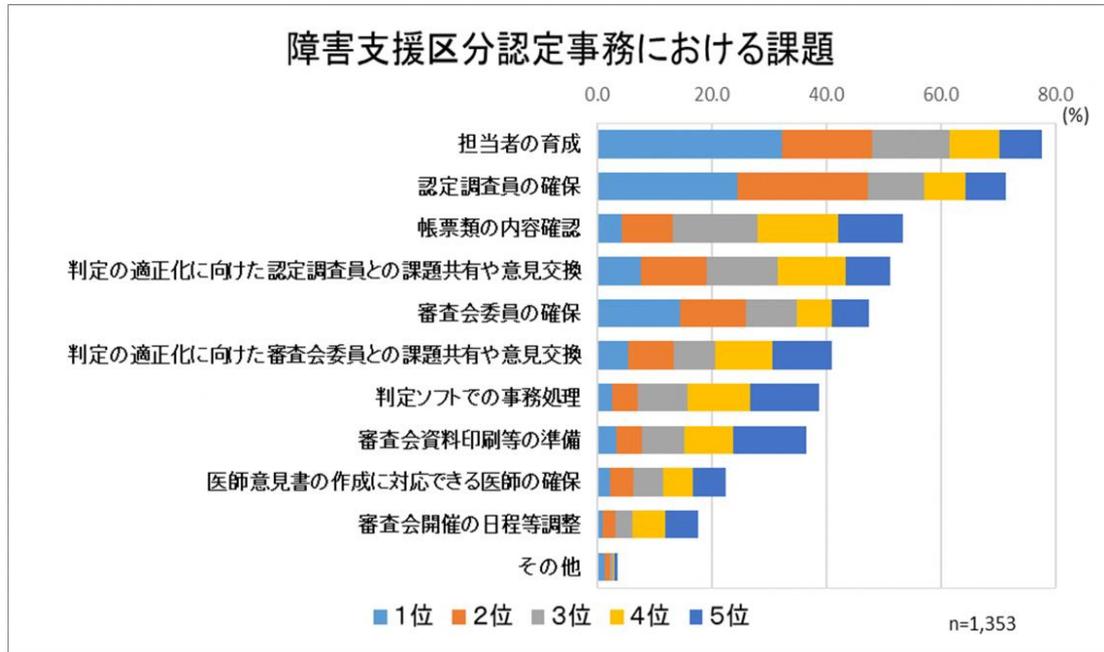
令和7年度の地方分権提案（中核市市長会ほか16団体）を踏まえ、事務負担軽減策の検討が求められており、令和8年中に結論を出すこととしている。

令和8年度において、全国の市区町村を対象として、障害支援区分認定業務に関するアンケート調査を実施するとともに、モデル自治体を選定し、障害支援区分認定業務の具体的な負担軽減策に係る試行運用の実施を予定しているのご協力をお願いする。



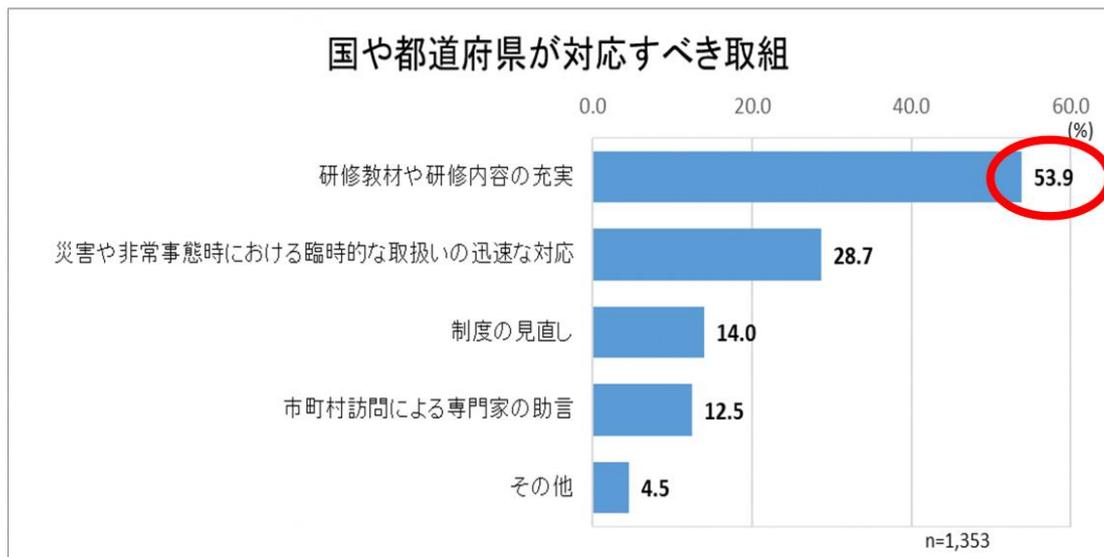
2 障害支援区分認定事務の課題（調査結果）

【令和2年度全国調査でわかったこと（市町村担当者の課題）】



2 障害支援区分認定事務の課題（調査結果）

【令和2年度全国調査でわかったこと（市町村担当者の回答）】



3. 障害支援区分認定の現状と課題（まとめ）

認定調査

- 調査項目の判断に迷う
- 特記事項の記載にバラつきがある(不足している)

認定調査員研修の改善

- 研修機会の充実(回数、定員、現任者向け等)
- 研修内容の工夫(事例を挙げて判断基準を確認する、特記事項の役割や書き方を理解する、障害種別ごとの理解を深める等)

医師意見書の作成

- 多忙で研修が受講できない
- 類似の書類作成が多い
- 記載内容が読みにくい

医師意見書作成の研修の改善

- 研修機会の確保(医師が参加しやすい設定)
- 医師意見書の役割や書き方のポイントを伝える

市町村審査会の運営

- 法令や判断基準に基づかない審査判定の可能性
- 合議体によるバラつき

市町村審査会委員研修の改善

- 研修機会の確保(参加しやすい設定)
- 審査の手順や判断基準(マニュアル)の確認

市町村事務局の役割

- 担当者の育成が課題
- 認定調査員・審査会委員の確保が困難
- 審査会、調査員の連携の要

市町村担当者に向けた取組

- 関係法令、審査会運営要領の理解と徹底
- 事務局による審査会(議事)への適切な介入や認定調査員へのフォロー(フィードバック)の実施を促す

4. 今後の国の取組

① 研修資料の改訂及びフォローアップ研修の実施

- ・ 都道府県主催研修資料の改訂(9月以降)
- ・ フォローアップ研修の実施(9月～12月)

② 認定データ及び判定ソフト

- ・ 難病の追加に伴う判定ソフトの改修と市区町村への提供(予定)

③ 障害支援区分認定業務における事務負担軽減策の検証・検討

- ・ 全国の市区町村を対象としたアンケート調査を実施(予定)
- ・ モデル自治体において、業務の具体的な負担軽減策に係る試行運用を実施(予定)

④ その他

- ・ 障害福祉サービスデータベースの運用
⇒ 判定ソフト関係のヘルプデスク及び認定データの収集の受付窓口は、同データベースに一本化(継続)

5 都道府県毎のフォローアップ研修の受講状況

● 研修の参加人数

令和7年度：782人（前年比▲375人）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		参加自治体数 (3カ年)	自治体数 (母数)	カバー率
	参加人数	参加自治体数	参加人数	参加自治体数	参加人数	参加自治体数			
全国	637	436	1157	503	782	357	846	1741	49%
北海道	72	35	52	31	41	22	61	179	34%
青森県	13	5	25	12	8	6	15	40	38%
岩手県	8	6	13	6	8	5	12	33	36%
宮城県	11	10	19	10	31	11	21	35	60%
秋田県	7	6	13	6	6	4	10	25	40%
山形県	7	4	1	1	7	3	8	35	23%
福島県	9	6	38	12	37	14	22	59	37%
茨城県	10	9	33	13	18	10	21	44	48%
栃木県	13	9	22	12	13	6	18	25	72%
群馬県	5	3	9	4	1	1	7	35	20%
埼玉県	30	26	77	25	42	23	43	63	68%
千葉県	20	14	37	16	25	9	24	54	44%
東京都	37	22	37	17	18	6	32	62	52%
神奈川県	18	11	22	11	14	5	16	33	48%
新潟県	10	7	13	9	9	7	18	30	60%
富山県	4	4	14	4	8	2	7	15	47%
石川県	7	4	13	8	7	4	11	19	58%
福井県	10	5	19	7	16	4	10	17	59%
山梨県	6	4	26	6	5	2	8	27	30%
長野県	15	14	38	18	16	13	31	77	40%
岐阜県	8	7	15	11	7	4	16	42	38%
静岡県	22	13	24	15	22	13	22	35	63%
愛知県	41	25	43	25	42	18	35	54	65%
三重県	6	4	18	9	5	4	12	29	41%
滋賀県	9	7	8	5	8	5	11	19	58%
京都府	12	9	42	11	11	5	16	26	62%
大阪府	26	18	89	20	108	24	42	43	98%
兵庫県	22	21	86	25	50	19	38	41	93%
奈良県	14	11	27	11	9	7	19	39	49%
和歌山県	6	6	3	3	10	5	10	30	33%
鳥取県	3	3	3	3	1	1	5	19	26%
島根県	5	4	4	3	10	3	6	19	32%
岡山県	7	6	37	9	20	14	18	27	67%
広島県	13	6	25	10	6	3	13	23	57%
山口県	7	2	11	7	3	2	9	19	47%
徳島県	5	5	8	5	6	4	8	24	33%
香川県	5	4	1	1	2	2	7	17	41%
愛媛県	11	6	16	9	12	6	14	20	70%
高知県	0	1	5	4	1	1	5	34	15%
福岡県	27	21	66	29	43	19	42	60	70%
佐賀県	2	2	13	4	6	4	8	20	40%
長崎県	14	9	9	5	14	7	13	21	62%
熊本県	15	10	25	16	20	12	26	45	58%
大分県	3	2	3	2	3	1	4	18	22%
宮崎県	13	10	13	9	3	2	13	26	50%
鹿児島県	11	10	26	15	14	7	23	43	53%
沖縄県	18	10	16	9	16	8	16	41	39%